

第55回（平成30年2月23日）

○的井総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから第55回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、特定個人情報保護評価指針の変更案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針の変更案について説明させていただきます。

資料ですが、「特定個人情報保護評価指針の変更案の骨子（案）」を御覧ください。

本年1月26日の第51回個人情報保護委員会で審議・決定いただきました「特定個人情報保護評価指針の見直しの方向性について」を踏まえ、「変更案の骨子（案）」のとおりまとめております。今後、1か月間パブリックコメントを行いまして、本年4月から5月をめどに公布することとしたいと考えております。

まず、「変更案の骨子（案）」の「1. 基礎項目評価書記載事項」でございます。

第51回委員会において、小規模な地方公共団体等であっても、リスク及びその対策の認識を深めてもらう観点から、最低限のリスク対策に関する措置状況等を確認するための記載欄を、基礎項目評価書の様式に設けるとの方向で了承いただいたところでございます。

これにつきましては、基礎項目評価書の事項として、現行の重点項目評価書にある8つのリスク対策のうち、主な記載事項を基礎項目評価書の様式に設けまして、3段階の選択方式で評価してもらうよう変更を行うものとしております。

これに伴いまして、基礎項目評価書の定義を定めております特定個人情報保護評価に関する規則において、主なリスク対策の実施状況について評価が行えるよう、所要の改正を行うこととしております。

施行日は、地方公共団体等への周知やシステム改修に要する期間を取りまして、平成31年1月1日とし、経過措置期間を6か月設け、この間に変更後の新しい様式で評価を行ってもらうこととしたいと考えております。

続きまして、「2. 負担軽減を図る事項」の「（1）評価の実施時期の見直し」でございます。評価実施機関における詳細なリスク対策の検討は、システムの設計段階で具体的になることから、「要件定義終了まで」に評価を実施することが困難となっており、委員会が承認する評価書のほとんどについて、委員会は評価の実施時期の協議を受け、これを了承してきたところでございます。そこで、第51回委員会において、評価の実施時期について「プログラミング開始前」に見直すとの方向で了承いただいたところでございますので、変更案においても、評価の実施時期について「要件定義終了まで」としているものを「プログラミング開始前」に変更することとしています。

なお、こちらの施行日は公布日としています。

最後に、「2. 負担軽減を図る事項」の「（2）「評価実施機関における担当部署」の

「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止」でございます。

基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書の全ての様式において、評価を実施する担当部署の所属長の氏名の記載を求めているため、人事異動の度に評価書を修正しなければならなかったところでございます。第51回委員会において、事務負担の軽減の観点から、所属長の氏名の記載を省略し、役職名のみの記載とするとの方向で御了承いただきました。

これを踏まえまして、基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書の様式において、「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄を「所属長の役職名」に変更するものとしています。

施行日は公布日としまして、この変更につきましては、評価実施機関において、異動等で所属長の役職名や氏名などが変わる場合は通常どおり評価書を修正することとなりますが、それ以外の場合には、基礎項目評価書のリスク対策の評価と併せて行うことができるように、基礎項目評価書記載事項の経過措置に合わせまして、平成31年6月30日まで経過措置を設けるものとしています。

以上が変更案の骨子（案）でして、次のページに「3. スケジュール（案）」を記載しております。

御了承いただけましたら、2月から3月にパブリックコメントを行い、これを踏まえ、平成30年4月から5月に変更後の指針を公表することとしてはいかがかと思えます。

そして、負担軽減を図る変更については4月から適用を開始し、4月から平成31年1月にかけて地方公共団体等への周知及びシステム改修を行い、平成31年1月から変更後の基礎項目評価書様式の適用を開始してはいかがかと思えます。

説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 ただいま、変更案について御説明いただきましたが、特定個人情報保護評価に関して、リスク対策について改めて認識を深めてもらうということと事務負担の軽減を図るという両方のバランスがとれた見直しではないかと考えております。

本案のパブリックコメントで、御質問等があると思えますけれども、ぜひ丁寧に対応いただければと思えます。

私からは以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 基礎項目評価書において、最低限のリスク対策に関する措置状況等を確認す

るために、記載を選択する方式としておりますが、こういった配慮は非常に大事ではないかと思えます。小規模な地方公共団体の事務負担にも配慮するという対応を評価したいと思えます。

また、変更後の様式の適用につきましても、経過措置を設けることで、一定の周知期間及び移行期間が設けられており、これならば小規模な地方公共団体でも対応していけるので、内容はおおむね妥当だと思えます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

他に御質問、御意見がありませんので、この変更案でパブリックコメントを行いたいと思えますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議題2、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）主務省令案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料2-1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく主務省令への対応」でございます。

「1. 検討の趣旨」で、次世代医療基盤法は医療分野の研究開発に資することを目的として、医療機関等（医療情報取扱事業者）から医療情報の提供を受けて、認定匿名加工医療情報作成事業者が匿名加工医療情報を作成し、利活用者（匿名加工医療情報取扱事業者）に提供することで、医療の質の向上、新薬や医療機器の開発等に資する仕組みとして導入した制度でございます。医療機関等から提供される医療情報につきましては要配慮個人情報であるものの、特例として、本人同意ではなく、あらかじめ本人に対し、書面を基本とした通知を行うことにより、オプトアウトによる提供を可能とするものでございます。

次世代医療基盤法の主務省令を定めるときは、個人情報保護委員会と事前協議することが規定されており、今般、個人情報保護委員会に対し主務大臣から協議が寄せられたものでございます。

「2. 主務省令の内容」につきましては、個人情報保護法との関係を踏まえ、次のとおり確認をさせていただいております。

こちらは別紙を御覧いただきながら説明させていただければと存じます。

① 匿名加工医療情報の加工基準につきまして、個人情報保護法と同等の内容を規定しております。

② 認定匿名加工医療情報作成事業者における安全管理措置につきまして、個人情報保護法と同等の内容を規定しております。

③ 認定匿名加工医療情報作成事業者における苦情の処理について、個人情報保護法と同等の内容を規定しております。

④ 認定匿名加工医療情報作成事業者から匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の提供時に、記録を作成することを規定しております。

⑤ 匿名加工医療情報取扱事業者から他の匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の提供時に、記録を作成するということが規定しております。

それでは、資料2-1の「3. 対応案」につきまして説明させていただきたいと思えます。

ただいま説明を申し上げた「2. 主務省令の内容」のとおり、主務省令につきましては、個人情報保護法と比較しまして、匿名加工医療情報の加工基準、認定匿名加工医療情報作成事業者による安全管理措置及び苦情処理について同等の内容が規定されており、また、匿名加工医療情報取扱事業者への匿名加工医療情報の提供時に、記録を作成することを規定しております。

一方、認定匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報を匿名加工医療情報取扱事業者に提供する際に匿名加工医療情報であることを明示した上で、匿名加工医療情報取扱事業者が安全管理措置等を講ずることにつきましては、次世代医療基盤法において規定されていないことから主務省令では定めず、契約において適正な取扱いを図ることとしております。

この契約において適正な取扱いを図ることとなっていることを踏まえまして、資料2-2のとおり、主務大臣からの協議につきましては、認定匿名加工医療情報作成事業者から匿名加工医療情報取扱事業者に対し匿名加工医療情報が提供される場合等において、匿名加工医療情報であることが明示されること、また、その上で匿名加工医療情報取扱事業者において安全管理措置が適切に講じられることにより、照合禁止義務が確実に遵守され、個人の権利利益が保護されるよう、適切に運用することについて意見を付した上で、了承することとしたいと考えております。

資料2-1の「4. 今後のスケジュール（予定）」で、今後、3月1日から、この主務省令につきましてパブリックコメントを開始する予定としておりまして、4月下旬にこの主務省令が公布され、5月11日までに法律施行という予定となっております。

なお、法律の施行後、認定匿名加工医療情報作成事業者等の認定あるいはその認定した後の変更等、そして、認定匿名加工医療情報作成事業者等の報告徴収、立入検査、是正命令等が行われる際には、個人情報保護委員会に事前協議されることが規定されているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願いたします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明、ありがとうございます。

次世代医療基盤法は、医療の質の向上や新薬等の開発に資する仕組みであり、医療機関

等から提供される医療情報については、要配慮個人情報であるものの、特例として本人同意ではなく、あらかじめ本人に対し、書面を基本とした通知を行うことで、オプトアウトによる提供を可能としているものであります。このため、次世代医療基盤法が適切に運用され、個人の権利利益が保護されるよう、当委員会としても引き続き主務大臣と緊密に連携を図る必要があると考えます。

以上であります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特に御質問、御意見がありませんので、この案のとおり主務大臣に通知することとしたいと思います。

事務局は、この審議結果を踏まえまして、引き続き必要な手続を進めてください。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に、議題3、その他です。

1件目、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 認定個人情報保護団体の認定業務の廃止について、御報告申し上げます。

資料配付はございません。

この度、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会より、認定業務の廃止の届出が提出されました。

一般社団法人日本自動車販売協会連合会は、平成17年5月に経済産業大臣及び国土交通大臣から認定を取得した団体となります。今回、認定業務に係る体制維持が困難となったことから、今年度末の3月31日をもって、認定業務を廃止することとなりました。

また、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、平成18年3月に厚生労働大臣から認定を取得した団体となります。今回、対象事業者に個人情報保護に関する周知が図られており、苦情受付の実績がないことから、同じく今年度末をもって認定業務を廃止することとなりました。

両団体からの届出を受けまして、個人情報保護法第50条第2項の規定に基づき、3月31日をもって、両団体における認定業務が廃止となる旨、2月28日付で官報掲載により公示することとしたいと存じます。

報告は以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

認定個人情報保護団体の認定業務の廃止ですが、何か御質問、御意見等がありますか。報告ということで終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に2件目、神奈川県医療従事者健康保険組合及び農業者年金基金の全項目評価書の公表につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 神奈川県医療従事者健康保険組合が作成しました、神奈川県医療従事者健康保険による「適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」につきましては、第51回の委員会において、独立行政法人農業者年金基金が作成しました「農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書」につきましては、第52回の委員会において承認をいただいたところで、承認の際に決定いただきました、個人情報保護委員会による審査欄への記載事項については、両評価実施機関において、評価書に反映していただいております。

また、神奈川県医療従事者健康保険組合の全項目評価書については2月1日付で、農業者年金基金の全項目評価書については1月31日付で、マイナンバー保護評価Web及び両評価実施機関のホームページにおいて公表され、全項目評価に必要な全ての手続は終了いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等がありますでしょうか。

報告、どうもありがとうございました。

次に、3件目、委員の海外渡航承認についてです。

加藤委員が3月7日から3月12日までアメリカ、3月14日から18日までベトナムに委員会用務外で渡航されるとのことです。この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

異議がありませんので、海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきまして、資料2-1から資料2-3については内閣官房・健康医療戦略室によるパブリックコメントの開始日に、その他の資料については準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

これで、本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、3月8日木曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 どうもありがとうございました。